

1級ファイナンシャル・プランニング技能検定試験<基礎編・応用編> 学科試験対策テキスト 主な改正項目のお知らせ

本資料は、原則として2023年10月1日現在の法令等に基づき作成しています。
FP試験において押さえておきたい主な改正項目を掲載していますのでご確認ください。

<ライフプランニングと資金計画>

1. パート・アルバイト（短時間労働者）の年収の壁に対する当面の対応策が公表されました。

(1) 「106万円の壁」への対策

キャリアアップ助成金のコースが新設され、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人あたり最大50万円が助成されます。

また、事業主が労働者の手取り収入を減らさないように厚生年金および健康保険等（以下、「被用者保険」という）の保険料相当額の手当を支給した場合、その手当分は、労働者負担分の保険料相当額を上限として、被用者保険の保険料の算定対象外となります（保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定から除かれます）。

(2) 「130万円の壁」への対策

一時的な収入の増加により年収130万円以上となる場合には、過去の課税証明書や給与明細書等の確認に加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、引き続き被扶養者の認定が可能とされました。

ただし、あくまでも一時的な事情として認定するため、同一の者について原則として連続2回までが上限とされます。

2. 老齢年金生活者支援給付金の支給対象者の所得要件が見直されました。

2023年10月以降、老齢年金生活者支援給付金の支給対象者の所得要件が見直され、前年の公的年金等の収入金額（障害・遺族年金等の非課税収入を除く）とその他の所得との合計額が878,900円以下であることとされました。なお、その合計額が778,900円超878,900円以下である場合は、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

以上